

令和5年 一般質問 6月定例会

質問議員	質問順	質問番号	質問事項
川島忠治	1	1	物価高騰に伴う支援について
		2	燃やせないゴミの収集日について
		3	上ノ国高校の今後の方向性について
岩田靖	2	1	花沢公園の整備について
		2	带状疱疹ワクチンについて
		3	森林環境税について
		4	洋上風力の建設が住民に納得が出来るように
福原賢孝	3	1	行政執行の基本的考え方と最優先事項について
		2	機構改革と直接行政に住民の声を生かすシステムづくりについて、及び財政問題と産業振興の特効薬について
		3	広聴広報について
		4	積極的な情報公開で開かれた町政について
		5	洋上風力発電と既存の風力発電について
		6	ふるさと納税と新商品開発について
		7	移動投票車（カー）導入について
片石鉄彦	4	1	大学や専門学校の授業料の無償化制度の創設について
仲澤嘉彦	5	1	町道の適正な維持・修繕について
		2	公共交通における安全で快適な移動手段の実現について
		3	放課後児童クラブの運営改善について

川島忠治 議員

質問1 物価高騰に伴う支援について

コロナ禍のもとで、国や町からの支援されたことに住民から歓迎され、喜ばれています。しかし、国民年金暮らしの高齢者などは年金も多少上がりましたが、物価高騰により年金は目減り状態となり、暮らしは大変深刻な状況になっています。例を紹介しますと、80才超えた高齢者は、夫に先立たれ国民年金暮らし。八雲町に朝5時に起きて、一日ホタテ作業に行き、家計の収入を得たいためにやりくりしています。体はくたくたな状況でも歯を食いしばって作業に励んでいます。さらに、少しでも家計の負担を軽減するために、腰や膝が痛くても仕事の合間に小さな畑で野菜づくりをしています。今こそ物価高、さらに国民年金暮らしの高齢者に町として暖かい手を差し伸べ、救済することが急務となっています。国から、上ノ国町に電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として低所得世帯、住民税非課税世帯支援金として2,381万円が交付、さらに推奨事業メニューとして、物価上昇率を勘案して生活者支援と事業者支援に3,262万円が交付されています。具体的な活用の仕方については、市町村の判断に委ねられています。さらに、道も物価高、住民税均等割のみの課税者の支援策とし、1世帯1万2千円の給付が道議会で可決されています。

次の点について、お伺いします

1点目、国から2つ支援策、道からの支援策、どのような活用の仕方を検討されたのか。また、該当する世帯は具体的な給付日程などは、どのように検討されたのか。

2点目、町独自の支援策は、検討されたのか。町長にお伺いいたします。

答弁▼町長

令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、低所得世帯に対する支援として2,381万9千円、推奨事業メニューとして3,262万2千円の交付額が示されたところであります。これらの交付金の活用方法といたしましては、現在の経済状況や物価高騰の影響をダイレクトに受けている生活者への支援が最も重要であると考えられることから、消費の下支えを通じた生活支援に重点を置いた生活応援商品券事業を行うこととしました。内容といたしましては、住民税非課税世帯へは3万5千円分、それ以外の世帯へは2万円分の商品券を配布することにより、消費の下支えを行いつつ生活者の支援に寄与するものであり、配布については7月中旬以降と考えております。また、北海道の支援策といたしましては、住民税均等割のみの世帯に対して1万2千円が、北海道から直接支給されることとなっております。これらの支援策にかかる令和5年度それぞれの該当世帯数については、現段階では正確な世帯数をお示しすることは出来ませんが、昨年度の世帯数で見ますと非課税世帯は1,039世帯、住民税均等割のみの世帯が135世帯、それ以外の世帯が1,228世帯となっております。

最後に、町独自の支援策については、令和5年3月定例会の花田議員からの一般質問でもお答えしておりますが、この物価高等の状況が1年や2年で収束するのであれば良いのですが、どれだけ続くものか解らない中で対応した場合には、町の財政が持たない状況になり得ることから、国の政策の中で対処することを主眼におき、その上で様々な状態を勘案し検討せざるを得ないと考えております。

再質問

1 問目です、物価高支援策について4点ばかりちょっとおたずねをしたいと思います。
まず、高齢者の声はですね、商品券って今、すでにもう新聞に報道されているように、商品券で電気代払えない。できるものであれば現金給付の方が使いやすいという声もある。その辺とこまず一つは、現金給付は検討されたのでしょうか。
2 点目、道の住民税均等割1万2千円の給付は、直接支給というのが、いうっていう方法いってますが、該当世帯にどのような形で対応されていくのか。
あと3点目が、今回の商品券発行については、町からの一般財源で876万が財源となっておりますが、これからも、まあ町長もね、物価は1年2年で下がるような気配ないなと言いながら、発言してますが、これからも引き続き国からの動向も、いろんな支援も出てくるかと思うんですけど、そこは町として今後も町民の物価高に困る人たちを、今後も続けていくのか、それは直接お聞きしたい。
最後に、商品券の発行をですね、商工会に業務委託はされるのですが、今までなぜ差出人が商工会で会長名なのか、町民から、あたかも商工会から給付しているかのように、誤解と疑問をもってます。例えば、今回の前でも国からと町からの支援も含めて差出人は工藤町長の名前で出すことは、改めることはできないもんですか。

答弁▼総務課長

1 点目ですけれども、現金給付の検討はされなかったのかということなんですけれども、当然、現金給付の方が使い勝手がいいという部分については理解しております。ただ、今回低所得者のみならず、全戸配布という部分で現金給付にする時には、国の制約がありまして、全戸配布という部分では現金は難しいと。というのは、所得階層によっては貯金に回されたり、そういった事が可能性があるということで、国の給付金の中でも過去に10万給付した時だとか、そういった部分が議論されておりまして、そういった部分で景気の動向、ダイレクトに皆さんのところに家計に響いているわけですから、低所得者のみならず全世帯がやはり該当になるかということから、商品券という手法をとってございます。
道の給付についてでございますけれども、これから北海道の方で調査をして各町に均等割の世帯が何世帯くらいあるかということによって調査されることになっておりますし、その給付といたしましては、それこそ該当、限定された部分がございますので、そういった部分については現金給付もいいというふうになっておりますので、現金給付されるのかなというふうを考えております。
3 点目といたしまして、町として国の政策の中で今後もやっていくのかということなんですけれども、当然そこは今後、経済状況または物価高騰、さまざまな部分が発生するかというふうに思いますけれども、そういった中で国からの交付金というの、当然そういった場合には出てくるだろうと。そうすると、やはり今のうちに早急に皆さんの家庭に行き届くような政策をつくっていかねばならないでしょうし、そこで足りない部分だとかにつきましては、やはり町としても、例えば福祉灯油だとか、そういった部分でも考えていかねばならないのかなというふうに思っております。
4 点目ですけれども、差出人の名前でございまして、こちらの方はあくまでも委託しているということではございません。補助事業の中で行っているものですから、発行者が商工会という形で取り扱っているということです。

再々質問

委託業務をしてるからそれを発行する、あるいは郵送するのは商工会の会長名でも問題はないというんですか。で、それと同時に、じゃあ一般の町民の方々はなんで商工会から、皆さんは一般の方は今回のこの商品券は国からと町からの支援金だというのはわかってるんですけど、でも、それにしても郵便で送られてくるのは商工会、なんか筋が通らないんじゃないのっていうパターンなんです。そういった捉え方なんですよ。それでも、また今回もそういうふうが続けるんですか。

答弁▼総務課長

委託をしているということではなくて、あくまでも補助事業の中で行っていて、商工会の商品券を使っているという部分からすると、商工会の名前で出しているということでございますので、ご理解願いたいと思います。

質問2 燃やせないゴミの収集日について

現在、家庭から出る燃やせるゴミ、通称、赤いごみ袋は週2回の収集です。しかし、燃やせないごみ、青いゴミ袋は月2回となっています。

今回、問題にしている青いゴミ袋について、一戸建て住宅の収集ゴミ箱の場合、赤いゴミを優先して入れるので、どうしても月2回の収集では不足しているのが現状です。一方、町営団地やアパート関係、地域などで共同設置している大型の収集用ゴミ箱ですが、青いゴミは家の中で保管できないので、収集ゴミ箱に入れるのが現状です。結果的に青いゴミ袋がたまってしまい、赤いゴミ袋が入らない状況が発生し、苦情が出ています。青いゴミ袋をせめて週1回の収集にしてほしいという町民の強い願いであります。

次の点について、お伺いします。

南部松山衛生処理組合で収集を行っておりますが、現在、月2回としている理由は何か。青いゴミ袋の収集を週1回に改善して頂きたいが、所見をお伺いします。

答弁▼町長

ゴミの分別収集は、平成8年から開始され、当初から燃やせないゴミは2週間に1回の収集としておりましたが、収集日が祭日の場合は、4週間収集されないこととなり、住民への負担が大きいことから、平成10年から祝日がある場合は、主に土曜日に収集する代替収集体制として現在に至っていると伺っております。

次に、青いゴミ袋の収集を週1回に改善して頂きたいとの点につきましては、収集回数を増やすためには、収集運搬を委託している事業者の調整や委託料の増加に伴う負担金の増加、また構成町の意思統一など課題も多くありますが、南部松山衛生処理組合の会議で改善に向けて検討されるよう意見を述べてまいりたいと存じます。

なお、同組合では一般廃棄物処理実施計画を定めており、ゴミの排出抑制に向けた具体的な取り組みが記載されております。ゴミの減量や臭気対策などは住民や各事業者の理解や協力、工夫が大切だと考えておりますので、広報等で周知・啓発を図ってまいります。

再質問

まず一つ、2点ばかりお聞きしたいんですけど、南部松山衛生処理組合として、上ノ国町だけ受入る事は可能かどうか。それは今回の回答文書の中では、担当課の判断ですか。それとも南部衛生処理組合にも聞いた回答なんですか。

それと2点目、青いゴミ袋、週1回にした場合、負担増になることは私もわかっています。じゃあ逆に、委託料はどのくらい増えて負担増となったのか試算などされていますか。2点お伺いします。

答弁▼住民課長

週2回の収集で、これは町としての回答か南部松山衛生処理組合から聞いたものかということですけど、衛生処理組合から確認して聞いたものです。

それと2点目の、週1回にした場合にどのくらいの負担金が増えるのかということに関しては、これに関しては、町では試算しておりませんので、南部松山衛生処理組合においても、その部分においては試算していないものと思っております。

週2回、収集を週1回にするという試算ですけども、これまでずっと衛生処理組合では2週に1回の収集で積算しています。改めて1週間に1回というのは積算してませんので、そこは衛生処理組合の方に週1回にしたらどのくらいかかるのか、というのを確認したいと思っております。

再々質問

南部衛生処理組合としても、ゴミの減量化、地球温暖化対策に一環として、住民の意識と協力が絶対不可欠な問題と謳っております。よく青いゴミを、私は我が家ではゴミ袋中に入れる担当なんですが、収集業者の話では、青いゴミ袋にアルミ缶だ、スチール缶だ、段ボール、ある意味では新聞、雑誌までも混入されているっていうのも実際に聞いてて、これはちょっとひどいなっていうふうに思います。で、この問題はまず各町内会で資源ゴミ、リサイクルなども取り組んでいます。

まず一つは、町として広報などはアピールしたいというようないってんですけど、まず町として連合町内会と資源ゴミ、リサイクル問題についてはきちんと意思統一をして、町内会ぐるみで協力を求める必要があるのではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

答弁▼住民課長

その点に関しては、今後、連合町内会の会議があった場合に協議してまいりたいと思っております。また、ゴミの減量とかに関しても広報等で周知していきたいと思っております。

質問3 上ノ国高校の今後の方向性について

上ノ国高校は、1982年に設立され、2年後に道立上ノ国高校に移管されました。中学校に入学された保護者から、存続が危ぶまれているという話も聞かれます。今後の方向性などを知りたいと尋ねられています。道教育委員会は、昨年2月に、これからの高校づくりに関する指針で検証結果報告書をまとめました。特徴的な内容は、中学校の卒業生が昭和63年の9万2,222人をピークに、令和12年では3万6,968人となる見込みとあります。全道的に高校の小規模化が進み、令和3年度では、全道の188校のうち第1学年3学級以下は約半数へと激減しています。高校配置計画に係る現状と今後の方向性について、上ノ国高校のような第1学年1学級の高校については、5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満となった場合は再編整備を進めるとしています。地域連携校として位置づけられた場合、高校の特色化・魅力化や入学者確保に取り組む集中取組期間を設けて再編を留保するとしています。しかし、集中期間中において在籍者数が2年連続で10人未満となった場合は、再編整備が進められることとなります。今後、町内の小・中学校に入学する生徒数は減少も予想されますことから、次のことをお伺いします

1点目、上ノ国町の小中学校、高校で上ノ国町学校運営協議会の設立準備会が1月に開催されており、上ノ国高校の存続を含め、今後の方向性を見極めるためにも、危機管理をもった抜本的な対策が必要ではないか。

2点目、上ノ国高校が地域連携校として、近隣町にも上ノ国高校に通学できるような支援策が必要と思われるが、所見をお伺いします。

答弁▼教育長

上ノ国高校の現状といたしましては、議員ご指摘のとおり北海道教育委員会における公立高等学校配置計画において、平成30年度より地域連携特例校に指定され、地域と繋がる高校づくり、活力と魅力のある高校づくりの実現に向け、教育環境の充実を図っているところであります。現在、上ノ国高校への支援策として、通学経費の助成をはじめ、異文化交流を目的とした海外研修派遣事業、資格取得検定料に対する助成などを行っております。

今年1月に設立準備会、5月30日に設立総会を開催した上ノ国町学校運営協議会については、各学校単位の協議会とはせず町内で一つの協議会とし、小中高それぞれの卒業時の児童生徒の目指す姿を共有していくことを確認しております。地元から上ノ国高校へ進学する子ども達にとって、魅力ある高校となるよう連携、協力しながら今後も支援策を考えていきたいと思っております。また、近隣町から上ノ国高校へ通学される生徒に対しては、通学経費への助成を今後も継続してまいります。

再質問

1点目が、まず16年前、2007年8月にWeb町長室で次のことを工藤町長発信しています。当時、道教育委員会は、上ノ国高校は入学生の減少により近い将来廃校になるおそれがある。そうすると、町の教育現場の後退と過疎化になるおそれがあり、町会議員と一緒に道教育委員会と道議会に3回要請に行ってる。当時、町長自ら上ノ国高校の存亡の危機をあると語っています。答弁書を見る限り、教育委員会としてこれからの上ノ国高校への存続にかけて、危機管理が薄いのではないかと懸念をしています。人口減少に伴い、今後も上ノ国高校の存続の方向性については、町民の方々がどれだけ問題意識をもっているのだろうか心配もしています。また、奥尻高校も道立から町立高校に移管され、町教育委員会や奥尻議会の議員も大変苦勞された話も聞きます。現状の取組では、中学生の保護者だけ心配と不安を抱えています。町と教育委員会、さらに町民と一緒に考える。そして、手立てをする。支援することが必要ではないでしょうか。

2点目、特色化、魅力化の一つの案ですが、現在上ノ国小学校、中学校にも特別支援学級があります。高校に入学される保護者にとって上ノ国高校に特別支援学級がなく、近隣の今金養護高校や北斗支援学校などありますが、宿泊施設に入居など経済的な面でも負担増です。保護者の声は、上ノ国高校に普通科ばかりではなく、特別支援学級で受け入れる職業学科などあったら、家から通学させたいという切実な希望があります。上ノ国高校に特別支援学級の新設などで、道教育委員会に反映させることを検討してみませんか。いただけませんか。

答弁▼教育委員会事務局長

まず、上ノ国高校の存続につきまして、町民全体での危機意識をもって取り組んでほしいという意見かと思っております。今回の立ち上げました学校運営協議会につきましては、今言われたような課題をまず高校だけに限らず、小中高と連携して取り組んでいくための協議会ということで、学校関係者だけではなく、町の関係者、いろんな一次産業ですとか、商工業の関係される方も入った上で、町全体としてまず危機意識をもって、これからスタートを取り組んでいくのかという手立てを講じていくのかということをお話し合うための会でもありますので、今後、そういう共通の課題に対する認識をもっての取り組みとしては、運営協議会の方で実施していきたいと思っております。

それともう一つですね、上ノ国高校に特別支援学級をとということなんですけれども、今、議員ご指摘のように中学校から高校へ進学する場合に、地元では受入先がないというようなことで、特別支援学校の方に入学されるお子様が毎年いるような状況にあります。今ですね、言われました特別支援学級をとということなんですけれども、ちょっとその部分、正直勉強不足で道立高校に特別支援学級のついているようなことについては、ちょっと今、正直なんとも申し上げられないんですけども、今後、その辺調べまして、また道の方と協議するなり、また必要な場合には要望も考えていきたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思っております。

再々質問

さっきも教育長が行政報告の中で、小学校に10学級のクラスがある。そして、中学校にも4クラスがある。で、実際にやっぱりそういう子どもたちを抱えた学校の先生方も、保護者の方もできるものであれば今金やら、そういう遠いところに行かせたくない。できるならば親のそばから上ノ国高校みたいに新設していただければ、そちらの方に行かせてあげたいという思いですよ。だから、そういう意味で私が先ほどの質問で、道の教育委員会、檜山振興局でもけっこうですから、そういう上ノ国高校に特殊学校も受け入れる、そういう問題意識をまず皆さんがもっていただいて意見を述べあうということが大事ななと思ってます。そういう意味で、以上をもって発言は終わりたいと思います。

答弁▼教育長

基本的な話になってしまいますけども、中学校卒業時に高校を進学する際には、それぞれ普通学級に在籍している生徒、そして支援学級に在籍している生徒、それぞれの学校、特別支援学校そして普通学校に受験する権利は当然あります。で、現状はその子どもの特性にあったっていいですか、例えば障がいをもっている子なんかについては、その子が例えば上ノ国高校に受験できる適正をもっているのであれば、当然上ノ国高校に受験できます。でも残念ながら、ちょっと障がい重いとか、そういう子についてはどうしてもやっぱり特別支援学校とか養護学校に必要だというそういう子については、残念ながら桧山でも養護学校は1校しかございません。そういう意味では通学とかに大変不便をおかけしますが、我々の願いとしては、できれば上ノ国高校で普通学校でかばってもらいたい子がたくさんいればいいなと思って、その辺については、卒業の際には十分学校の担任の先生とかと協議して進学学校決めてるってそういうふうに思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

岩田 靖 議員

質問1 花沢公園の整備について

現在、上ノ国の子どもたちは、町内で遊ぶ公園が無いため、他町の乙部町や木古内町や函館の公園まで出かけて遊んでいる状況であります。上ノ国に大きな公園を作って欲しいという要望が大変多いと見受けられます。

令和5年度から上ノ国消防署が今の花沢温泉横の広場に移ることによって、移転後の跡地に公園を整備する構想があると伺っております。そこで、中央公園が閉鎖された今、遊具や休憩施設を充実させた幅広い年代が集う上ノ国町のシンボルとなりうるような公園をこの場所につくってはという提案をしたいのですが、公園の整備計画はどのようになっているのか伺います。

答弁▼町長

上ノ国消防署の建設工事は、令和6年度から2箇年で施工する予定となっておりますので、花沢温泉側にある遊戯施設や休憩施設は来年度から利用できなくなります。議員ご提案のとおり、消防署の移転後につきましては、旧消防署敷地と既存公園敷地を合わせ一体となった整備が見込まれるため、中央公園にありました機能も含めた遊戯施設や休憩施設等を充実させ、住民の要望に応えられるような公園整備計画を取り進めてまいりたいと存じます。

なお、整備計画につきましては、令和6年度に策定する予定であります。

再質問

この公園の問題はちょうど6月号の広報に上ノ国の公園の記事が載っております。やはりこの町内の公園を見ても滞在するには少し弱いかなと感じます。特に休みの日に子どもを何時間も遊べる目的だと、やはり他町の公園を選びます。という子どもをもつ親御さんは言っています。

公園の整備計画は令和6年度に策定される予定なのであれば、一般的にあげられている意見として申し述べさせていただきます。花沢公園は、大変桜が綺麗な場所です。しかし、坂が多く坂の上まで登る人はあまり見受けられない。桜も一気に咲いて一気に散ってしまうため利用期間がとても短い。四季折々を楽しめるように造園をしてほしい。消防署移設後のスペースをただ大きな駐車場にしてしまうのはもったいない。子どもたちが遊びに来たくなるようなたくさんの遊具を設置してほしい。坂を利用した大きな滑り台があれば楽しい。公衆トイレを設置してほしい。隣接している花沢温泉と気軽に使える足湯など。消防の訓練見学などあるといい。また、上ノ国整備計画で花沢館が今後整備されます。公園と隣接しているため、ぐるっと一周できるような散策路の整備があればいいのでは。そのために障害となる沢があるのであれば、吊り橋などあれば楽しいのでは。というさまざまな意見があります。とりあえずの整備ではなく本気でいきたいような公園整備をしてはいかかと思いますが、所見を伺います。

答弁▼施設課長

花沢公園につきましては、先ほど答弁もありましたとおり、まず中央公園の機能がなくなっているの、そこに機能をもっていくということで今、答弁させていただいております。

あと今、あそこにつきましては、消防跡地も含めた全体として、およそですけど3,500平米の広さがあるということで、その中で、どれだけ住民の方にできた後に有意義な公園だと言われるように整備するためには、この計画の中で整備してまいりたいと考えております。公園整備計画の策定の中で、住民の意見等も聞き入れながら、議員の皆さんの意見も取り入れながら、みんなで公園の計画を作成していきたいと考えております。その中で、ただ今のたくさんの意見を言われました事項につきましては、私どもの中では考えております。特に文化財が今、散策路をつくるという意見に関しましても、以前から教育委員会の文化財の方とも打ち合わせしていますし、今、花沢公園の花沢っていう名前が花の見える公園ということで命名されておりますので、以前に議員さんからも老人の方が行けるような公園づくりということでも質問を受けておりますので、その中でもそれも含めて全て上の方は花が見える公園という整備の中で、下の方は子どもたちが遊べるような公園という形で、今現在は施設課の中では検討しておりますが、この整備計画の中で皆さんの意見を聞き入れながら策定してまいりたいと考えますので、ご理解願います。

再々質問

今、例えば子どもをもつ親御さん行ってる公園、例えば木古内の公園とか乙部の公園、函館の公園何ヶ所かありますけども、そういうところの何が子どもたち遊ぶ、子どもたちだけじゃないんですけども、何が引きつける魅力なのかを見てほしいっていうのと、上ノ国イベントが少ないので、ぜひイベントを行えるような場所にしてほしいっていうのと、上ノ国町内会で例えば津波とかあった場合に花沢公園は避難場所として指定されてるので、そういうのも考えながらつくってほしいっていうのと、親御さんの意見を例えば一般公募して、公募してみたいかと思いますが、いかがですか。

答弁▼施設課長

今、評判がいいのが乙部の公園ということで現地確認しております、乙部町からその時の設置した遊具等の資料はいただいております、それを確認しながら整備してまいりたいと考えております。

あとですね、整備計画策定するにあたりですね、パブリックコメントということで、住民意見も聞き入れながら策定する内容となると思われまますので、その中で確認しながら組み込んでいきたいというふうに考えております。

質問2 带状疱疹ワクチンについて

昨年度、上ノ国町では带状疱疹ワクチンの助成が行われました。带状疱疹は日本人成人の90パーセント以上がなる可能性があり、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。带状疱疹は、頭部や顔面に出ると神経を傷つけ、痛みと水ぶくれを伴う赤い発疹が現れ、合併症や後遺症に悩まされる人もいと聞きます。それにはワクチンが有効だと言われておりますが、ワクチンは個人で接種すると、結構な金額がかかるため、带状疱疹のワクチンの助成は、高齢者にとっては大変ありがたいものだと思います。

そこで次の質問をします。

- 1、町のホームページでは令和5年度の実施方法は未定とありますが、今後の実施予定は。
- 2、ワクチン効果の有効期間が過ぎた際、2度目の接種は助成対象になるのか。
- 3、60歳未満へ拡大して実施する予定は。

答弁▼町長

令和5年度に関しましては、7月から実施できるよう町立上ノ国診療所及び石崎診療所との日程調整を進めており、広報7月号にて周知を予定しております。また、現行制度では、助成の回数是一人につき一回となりますので、本助成制度を利用されていない方であれば、何度目の接種であっても助成の対象となりますが、一度、助成制度を利用した場合には、助成の対象とはなりません。助成対象年齢の拡大につきましては、免疫力の減少等の理由により带状疱疹の発症率が最も高まるとされているのが60歳代後半から70歳代となっているため、本町においては60歳以上の方を対象としておりましたが、ワクチン接種を早めに行うことにより発症予防、重症化予防に効果的であるとのことから、今年度から対象年齢を50歳以上に引き下げたいと思います。

再質問

带状疱疹は頭部、顔面に出ると、耳や目、神経が傷害され、めまい、耳鳴りなどの合併症重症化すると、視力低下や顔面神経痛など重い後遺症が残ることがある。また、带状疱疹が治った後も長期に痛みが残ることがあり、带状疱疹神経痛PHNと言われております。50歳以上で带状疱疹なった場合、約2割がこのPHNになるといわれています。とあります。よって、対象年齢を50歳に引き下げるとい、また、そもそもこの高額なワクチン代の全額補助は大変ありがたい制度だと思います。町長もこの苦しんでる人たちを救いたい一心で設けた制度だと思います。私の近くでも発症して大変な思いをしてる人もいます。しかし、今度行うワクチンは生ワクチンということで5年を経過すると有効性が50パーセントに低下するといわれています。例えばもう1種類ある不活性化ワクチンなら2回接種しなければいけないし、金額も高いが9年以上有効的であるとされています。5年有効なワクチンなら、せめてまた5年後でもまたこの助成を継続してほしいと思いますが、いかがですか。

答弁▼保健福祉課長

帯状疱疹ワクチンはですね、ご存じのとおり5年程度で効果が薄れるとされていることから、5年周期で接種が望ましいと考えています。しかしながら、現時点では一人1回の助成と考えておりますが、今後の接種者数だとか年齢の推移を見ながら検証していきたいと考えておりますが、今現在、厚生労働省において、当該ワクチンの定期接種化を検討する議論が進められているとも聞いております。その点を、動向見ながらですね、助成の必要性を今後検討してまいりたいと考えております。

質問3 森林環境税について

令和6年度から一人1,000円徴収されることになった森林環境税ですが、町内の森林整備などを目的に、住民税に上乗せされる形で納税者から直接徴収されます。これまで国庫から交付金として配分されている森林環境譲与税額はいくらなのか。また、その具体的な使い道としてどのようなものを計画しているのか、所見を伺います。

答弁▼町長

森林環境譲与税につきましては、市町村による森林整備の財源として、令和元年度より私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による基準で案分して譲与されており、令和元年度から令和4年度までの譲与税の総額は、4,687万5千円となっております。また、用途につきましては、森林整備として、「国及び北海道の造林助成制度に基づき実施する人工造林、下刈及び間伐などへの補助」、木材利用の促進として、「林業・木材産業の機械導入に対する補助」、人材育成・担い手の確保として、「北海道林業・木材産業人材育成支援協議会への賛助金の支出」、「森林作業員の就労の長期化・通年化につなげるための奨励金の支給に対する助成」、そのほか「市町村森林整備計画及び町有林の経営計画の作成委託業務」、「林道の維持管理業務」の財源として充当しているところでございます。

再質問

答弁であげてもらった森林譲与税の財源の残高はどれくらいあるのか。また、今後町に入ってくる森林環境税は森林譲与税に加算された上で用途は同じなのか。全て森林整備は人材育成に使われるものなのか。例えば、使われるのは一部であとは基金になるのでは。また、毎年徴収される森林環境税は、今後永久的に続くものなのか、伺います。

答弁▼農林課長

令和4年度現在の森林環境譲与税の残額になります。残額は2,017万6千円となっております。これには利子も含まれております。今後の森林環境譲与税の金額につきましては、令和5年は1,600万程度ですね。令和6年度からは約2千万弱の譲与税を見込んでおります。用途につきましては、先ほど町長の答弁に述べさせてもらったとおりのやつを今後継続してまいりたいと思っております。この森林環境譲与税がいつまで続くのかというのは、国で、法律でやっておりますので、ちょっとその部分に関しては、町としてお答えすることはできませんので、ご理解願います。

使われるのは確かに一部となっております。国の方からの指導で譲与税の6割を最低でも使ってほしいということになっております。令和4年度現在は、うちの方での支出は譲与税に対して57パーセントとなっておりますので、6割弱なので概ね大丈夫なのかなと思っております。

再々質問

森林環境税はパリ協定の枠組みの下、温室効果ガスは排出削減の目標達成や、災害の防止などを達成するため、2019年に法律したものが成立したものです。先ほど、町長の一般行政のあれでも言ってましたが、高齢化が深刻で林業に従事する人が減少して、手つかずのままの森林も少なくないと思います。森林を守ることは国土の保存や水源の確保など、国民に広く恩恵を与えるものだとも国で言っています。

毎年新たに徴収される一人1千円の森林環境税を有効的に使ってもらおうのをチェックするの我々の仕事であります。以前、何度か例えばスギとかやその他間伐材の伐採現場に行かせてもらいました。例えば、具体的な木材利用はあまり感じられなかった。これをどう予算をかけて有効活用ができるかという問題に取り組むのは有効的だと思いますが、答弁をお願いします。

答弁▼農林課長

間伐材の有効活用ということですが、間伐材は森林計画に基づいて間伐というのをやっております。間伐に関しては、数量が多く出るわけではありませんので、どちらかというと町内の業者に引き取ってもらってるといような形で間伐材利用しております。さらにですね、スギの方はどちらかというと製材業者さんもあまり必要としない樹種でありまして、それ以外の針葉樹であれば製材所も利用できるんですが、なにせ数量が間伐材で少ないものですから、少ないものなので有効利用という部分に関しては、ちょっとなんて言うんですかね、お答えがちょっと難しい部分があります。

町の森林に関しましては、樹種によって伐期が50年とか40年とかあるんですけども、町の方としては長伐期施業ということで、伐期を倍にしております。約40年のものが80年。極端な話50年のものが100年というような形になっておりますので、今後ですね、大量に伐採するということはなかなかないので、その部分に関しては、有効活用という部分に関しては難しいのかなと思っております。

質問4 洋上風力の建設が住民に納得が出来るように

先日、新聞記事に、道内で洋上風力の受け入れ準備が進んでいる檜山沖を含む5地区が「有望区域」に選定され、さらに選定後最短1年で「促進区域」の可能性があると報じられていました。促進区域となれば実際に整備が可能となり、洋上風力の建設が現実味を帯びてきました。この建設により、固定資産税の増収や建設事業による経済的な雇用など、長期的な経済波及が生まれます。大変期待が大きいですが、やはり不安もあります。

上ノ国町は、陸上、小型、さらに洋上風力と風車だらけになるものと思われませんが、それらから生まれる電力のほとんどを本州に送るためのものとも言われています。景観面や環境面など住民生活への影響が懸念されていますが、その代償として、せめて町内の電気料を安くするなど、町民が受けられる恩恵はないものか。町民が納得するような説明や政策が必要ではないか。所見を伺います。

答弁▼町長

地球温暖化の影響を受け、世界規模での異常気象がみられるなか、世界各国ではカーボンニュートラルに取り組んでおり、我が国においても2050年までにゼロカーボンを目指す計画を策定し、様々な施策を展開しております。檜山管内におきましても、地域の特性を最大限に活かしたゼロカーボンの取り組みを加速させるため自然エネルギーの活用を図るべく陸上や洋上風力発電などの再生エネルギーの導入に向けた取り組みを進めております。特に檜山沖にかかる洋上風力につきましては、経済産業省及び国土交通省では2021年9月13日に「一定の準備段階に進んでいる区域」として追加すべき区域に整理され、本年5月12日に新たに「有望な区域」として追加されております。今後、国では地元自治体を含めた利害関係者で構成する法定協議会を立ち上げ、その中で景観面や環境面なども含めた洋上風力建設に係る様々な必要事項や調整事項を協議することとなります。この法定協議会の進捗状況にもよりますが、早ければ1、2年後には「促進区域」として選定の可能性がございます。「促進区域」に選定されることにより、建設事業者の公募の実施などを経て実際に整備へと進んでいくことになり、そういったスキームの中で「町民が受けられる恩恵が無いものか」とのご指摘につきましては、固定資産税の増収や建設事業による長期的な経済波及効果が見込まれるほか、業者が選定されることによりその選定業者は地域貢献策のため新たに創設される基金への出捐等を通じて地域や漁業との協調策を講じることとされております。

なお、出捐金の額は、発電設備出力等により算定されることから、檜山沖全体で国が想定している出力下限値の91万キロワットから上限値の114万キロワットで算出しますと、年間およそ2億円から3億円の間で推計され、その基金を利用して地域貢献策を地域とともに考えることとなりますので、その恩恵があるものと思われま。また、法定協議会での協議事項等につきましては住民への説明も必要であると考えているところでございます。

再質問

先ほど答弁にあったように、もちろん固定資産税の徴収が町に入り、それは町の予算として有効的に使われるものと思います。また、関係者による経済波及効果も長い間生まれることと思います。まあ、例えばそういう仕事に一切関係してない海岸近くに住んでる人にとってみれば、世界的にも原発をなくす方向でカーボンニュートラルで火力から自然再生エネルギーに方向転換している。上ノ国では風力発電の方向でいくのかなと思ひ、小型も含めてどんどん見渡す限り風車が建っています。さらにこの先、洋上風力を建てます。はるか沖に建てる浮体式ではなく、今では陸からわずか1キロ以遠といわれています。陸上の風車でも役場から見える風車は近くても2キロほどなのに、洋上風車は高さが海面から小さいものでも200メートル、300メートルあります。上ノ国の自然の景色が好きなのはたくさんいます。景観を壊してまでも普段使う電気のためにそれはそれで我慢します。それなのに電気料が6月から23パーセント上がりました。これに矛盾を感じているのは私だけじゃないはず。電気に関する恩恵は電気でするのがわかりやすい方法だと思います。それでこれは上ノ国に来町したある国会議員が、国民に電気をタダにしてみらうくらい国にとっては大切な事業だ。大きな事業だと言っていました。それに関して答弁をお願いします。

答弁▼総務課長

電気に係る部分については電気ですと、恩恵を返してほしいという部分なんですけれども、まず、電気ですと恩恵を返すということになりますと、地域にまずそういった電気業者、事業者から電気を安く買い取って安く地域に売るといった電気業者が必要となりますので、本町におきましては、また、本町、檜山管内という部分につきましては、なかなか困難な部分があるのかなというふうに思っております。

ただ、先ほど町長の答弁にもございましたように、地域貢献という部分では出捐金をその業者が発電量に応じて出捐することから、そういった部分では地域に恩恵があるものというふうに思っておりますし、その恩恵という部分につきましても、今後の法定協議会の中で話し合いながら、地域が納得できるような状況をつくっていかねばならないというふうに考えておりますので、ご理解願います。

福原賢孝 議員

質問1 行政執行の基本的考え方と最優先事項について

工藤町長が上ノ国町長に就任されて21年になりますが、行政の長としてどのような基本的な考えで、なにを最優先事項として町政執行にあたってこられたのかについて、最初におたずねをいたします。

答弁▼町長

平成14年に町民皆様から特段のご支持を賜り、悠久の歴史と伝統に輝く上ノ国町の町長に就任以来6期21年が経過いたしました。20年以上の長きに亘り町政のかじ取りを任せて頂いていることから、その時々々の社会情勢に応じて優先事項は変化するものであり、それぞれにおいて必要な政策を実行してきたところであります。

就任当初は、バブル経済がはじけ、国及び北海道、そして本町を含めた行政の膨大な借金体質、さらには地方分権推進等に起因する市町村合併問題など、次から次へと困難な課題や問題が起きる時代背景にあり、全国の自治体を通じてほとんど例外なく陥ることとなりました厳しい社会経済情勢下において、本町は100億を超える膨大な借金を抱え、基金残高は10億円程度よりなく、このままの状況が続いた場合には、赤字再建団体への転落も危惧されたことから、まずは財政再建を優先事項として取り組む必要がありました。このため平成15年度から硬直が進む財政状況を打破するため、特別職4役及び一般職の給与を削減、議員、特別職4役及び一般職の期末手当を削減、湯ノ岱、石崎保育所の閉所並びに湯ノ岱プールの廃止などを断行しました。また、中期的な展望に立脚した行政施策の樹立が必要と判断し、平成17年度を初年度とする5年間の上ノ国町行財政改革計画、通称「自立プラン」を策定して、逼迫する財政の現状を町民皆様に公表するとともに、平成15年度に削減した議員、特別職及び一般職員の給与及び期末手当などを更に削減したほか、各種団体への補助金などの削減も実行してまいりました。なお、特別職の給与は現在も削減したままであります。その結果、今では本町における各種基金残高の合計額は約70億円となり、町債残高のうち一般財源で賄う償還額を上回り、極めて健全な財政運営に変貌いたしました。財政の健全化を成し遂げた後、産業振興に力を注ぐため農業者、漁業者及び商工業者への手厚い補助制度を実施したほか、付加価値向上のための施設整備なども実施し、継続可能な地域産業づくりに邁進してきました。また、少子化対策として、全国で初めて18歳までの医療費無料化を皮切りに、保育料の無料化、小中学校の給食費無料化などを実行しました。これらの施策を継続して実施できるよう当時民間事業者が建設した風力発電施設の固定資産税収入を活用して、新たに「子育て支援対策基金」を創設しました。今では、医療費の無料化は多くの自治体で取り組み、保育料無料化については、3歳児以上を対象に国の少子化対策として行われているところであります。しかしながら、日本の人口は平成20年をピークに減少し、全国的に少子高齢化が問題となっております。本町においてもこの人口減少を止めることは容易ではありません。この様な状況において、小規模自治体でも生き残っていくためには、財源の確保が重要であることから、現在の優先事項は、外貨を稼ぐことだと考えております。そのためには洋上風力発電施設の誘致は本町にとって重要なものと認識しております。

最後に、私は町長就任以来、一貫して私自身の基本姿勢として、私たち町民一人ひとりが現状を自覚し、その一人ひとりがこの町を変えようという意思を表してくれるということを確認して、行政を執行してまいりましたことを申し添えます。

質問2 機構改革と直接行政に町民の声を生かすシステムづくりについて、及び財政問題と産業振興の特効薬について

町長に就任された2002年、平成14年5月13日の北海道新聞社とのインタビューでは「やる気を出させる役場の機構改革」、「町民の声を直接行政に生かすシステムづくり」等を発言されておられました。また、財政問題や産業振興への特効薬は、との問いには「西洋医学より東洋医学を信じたい」と発言されました。就任から21年の歳月が経過いたしました。が、「やる気を起こさせる役場の機構改革」と、「町民の声を直接行政に生かすシステムづくり」は、どのように推移し、どのような効果を上げてこられたのか、そして、足らざる点はあるようなことがあったのかについて、質問をいたします。

同じく、財政問題や産業振興への特効薬は、との問いに発言された、「東洋医学を信じたい」との発言について、この発言の意図するものは、どのようなことなのか、具体的にわかりやすくお答えをいただきたいと存じます。

答弁▼町長

私は就任当時に、機構改革の一環として職員を各町内会に配置する職員地区担当制を導入したほか、町内会活動を活発化するため自治会総合交付金制度を制定し、町内会と職員が協働して地域を盛り上げる制度を創設しました。また、地域の行政課題を町内会と職員が共有し、一緒に考え、行動することにより、地域の声を行政に反映し、地域の活性化に繋げることを目的としたところであります。この制度により、職員が各町内会の総会や役員会に出席し、情報交換を行うとともに、町内会の行事などにも参加し、地域活性化の一助になったものと認識しております。また、地区担当職員をとおして各町内会の行政課題を拾い上げ、問題解決に取り組んでまいったところであります。しかしながら、高齢化の進行とともに各町内会の活動状況に格差が生じていること、また公務員といえども働き方改革により、その活動には制限があることなどから、今後この点をどう解決するかが問われる時代に入ってきたものと考察しております。また私が、西洋医学より東洋医学と発言した趣旨は、西洋医学は病気の原因を特定し、その原因を治癒することに焦点を当てているのに対して、東洋医学は人体のエネルギーのバランスや流れに着目し、病気を身体や心の不均衡の結果と考えています。つまりは、財政問題や産業振興は問題点をただ解決するだけではなく、その問題が発生した経緯や他とのバランスも重視しながら、持続的な健全財政や産業振興を図っていきたいとの思いでお話ししました。

この様なことから財政改善のため特効薬として行財政改革計画を断行しましたが、持続的な運営のためには税収増を図らなければならないことから外貨を稼ぐため、風力発電の誘致などを進めてきました。また、産業振興においては、私自ら機会あるごとに農業者や漁業者と直接会話して、持続可能な一次産業構築のため農業機械や漁網漁具などへの補助事業の創設、水産物冷却水槽の設置などその時々に必要な施策を自ら判断し実行してまいったところでございます。

再質問

私の1回目の質問に、職員地区担当制はじめ、地域の声を行政に反映して、今まできた多くの取り組みが町長からお話になりました。町長がお話になられたように、効果のあった点も多々ありますが、しかし、疑問に思う点もあるわけでありです。その最たるものは、今年の道新記者とのインタビュー記事の内容についてであります。町長は、小砂子地区の急な坂の歩道に手すりがないことに触れられ、20年間の町政で行き届いていなかったと痛感した身近な不便解消の仕組みをつくりたいと話されました。これは地域の声を行政に反映してきた先ほどのお話と齟齬があるのではないかと思うからであります。町長が語られた数々の取り組みが、たしかに実行されたこともあります。しかし、実行されないこともありまして、こういうことがすべからず実行されたならば、20年間もの長きに渡り危険な状態が放置されることはなかったのではないかなと思うからであります。私も隣ですので、度々小砂子にはお邪魔をさせていただいておりますが、あの箇所は、ある面では津波等の高潮や津波等の避難の階段にもなっているという意味合いもありますので、それで今質問させていただいております。地域住民生活と人命とに関わる案件では、国道228号線、長内橋の越波対策。この件についても町内会から長きに亘って改善要望が出されておるものと思われまます。開発期成会でも国に陳情活動されていると認識しておりますが、この案件を含め、各地区の安全性の確保と不便解消の現状について、最初におたずねをいたします。

答弁▼町長

まず1点目の、政策には100パーセントの当然ながら政策はありません。当然ながら7割、8割は、やればいいのかという部分もあります。4千人の町で500キロのですね全体見るわけには当然いきません。そういう中で今小砂子の話を偶然でました。私も選挙に行ってそこはあったんですが、そのような私道は津々浦々あります。あの場所がですね、町道であれば私たちは初めからやりました。しかしながら、小砂子でなくても、どこの町に行っても小さな小路があります。その小路が危ないかどうかの判断は、我々はどんなにがんばっても誰かを毎日配属しなければ、それは把握する事が困難です。ですから、そういう欠点はあります。そのために私は今、毎月担当が海と山を1箇所全部回って単なるその危険地域ばかりでなく、草が茂っていないとか、一つの例をとりますと、昨年、今年ですか、上国寺の前の町でつくった駐車場、ゴミが散乱しておりました。それについても、すぐ見てきて、うちの方であそこ全部木を伐採し、そして、町内の民間業者がボランティアで2台の重機を使って、あそこから今の港まで3日間ボランティアでやってくれました。それもやはり、うちの町内の、町職員が町内を回ったその結果であります。

また、長内橋の例にしますと、毎回、前に花田議員からも質問ありました。当然ながらあそこ、すごい危険です。ですから、開発の方に行きまして、ちょうど一昨日でしたか、私の方に開発建設部来ましたんで、具体的なこれからの方針を出してくださいと。どういう方法で解決するのか。いつ頃やるのか。課題はどこにあるのか。それを今早急にうちの方に報告するという形に変えています。

まあ、そういうことでですね、今、一番、福原議員言いました。我々の根幹は、町民と一緒に町づくりするわけでありです。当然ながら、我々はフロントランナーではありません。町民と一緒に歩むことが我々のこれから一番求められてる姿ですから、逆に言うことでですね、今、福原さん言われましたように、ここはおかしいんでないか、あそこがおかしいんでないかということも議員の皆さんから指摘されると、私たちも真摯に受け止めながら次の政策に展開してまいりたいと、そう考えておりますので、ご理解願います。

質問3	広聴広報について
<p>広聴とは、行政機関などが広く一般の意見、課題等も含まれるわけですが、この一般の意見や提案を求めると定義されます。又、広報とはパブリックリレーションズとも呼ばれ、社会の人々パブリックとの関連性、これはリレーションズではありますが、これを構築する仕事と解されます。行政では町民との関係性や信頼性を構築する大事な仕事であると理解するものです。広報記事にあたっては、該当する人物等については、当然、事実に基づいて当事者に確認のうえ、掲載されるべきものであると考えますが、町長は、広聴広報に対してどのようなご見解をお持ちか、おたずねいたします。</p>	
<p>答弁▼町長</p>	
<p>自治体に求められている広報の役割として、行政サービスの周知はもとより地域住民に正しい情報を伝え、地域や自治体の魅力発信のために関係者同志を繋ぐことが求められております。このような中で、人物に関する記事を掲載するにあたっては、記事の内容について取材し、その事実に基づき確認した上で掲載することが肝要であると考えております。</p>	
<p>再質問</p>	
<p>地域住民に正しい情報を伝えることが広聴広報の役割であるとの答えでありました。また、人物に関する記事の記載については事実を確認し、掲載することが肝要とお答えでありました。21年間の工藤町政の中で、広報に記載すべき真実の記事が不掲載にされたことがなかったのか。この点について、確認を求めます。特に具体的に申し上げるといって、申し上げますが、たぶんおわかりだと思います。叙勲の関係の記事であります。その点を、ご確認をしていただきたいと思っております。</p>	
<p>答弁▼総務課長</p>	
<p>ただ今、あげられました事例につきましてですけれども、町といたしましても確認はしたところでございますが、町の方からあげられた叙勲等につきましては、当然、町においても、いつどこで誰がどういった内容で叙勲等受けられているのかというところは把握できます。しかし、これが北海道からあげられたものであるということであれば、その前段としては情報が来るんですけれども、最終的にいつ、どこで、だれがどのようなものを受けられたかっていう部分が、報告とか北海道の方からなかったんですね、その時。で、そういった部分を確認しますと、町職員が知るよしがなかった。最終的にいつもらったのかっていう部分を知るよしがなかったということが判断されますので、とは申し上げても、見落とされたという部分もございまして、今後そういった部分ないように、やはり情報の収集という部分につきましては大切なことであろうというふうに考えておりますので、町職員といたしましてもそういった部分を含めながら、広報に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。</p>	
<p>再々質問</p>	
<p>今、町の方では知らないというふうなお話だったですね。ところが、この叙勲の申請では、町から道へあがって、道が国に上申するという仕組みなんですよ。町の方から私どもにそういう話があったということをお聞きいたしておりますので、その点はちょっと、ちょっとお答えとは中身が違うんでないのかなという点についてですが、その点の確認についてお答えください。</p>	
<p>答弁▼総務課長</p>	
<p>その今の再々質問の中身の関係でございますけれども、当初、叙勲の、この方が叙勲を受けられますというところでは、町の総務課では把握しております。ただ、そこから例えば北海道の叙勲になるのか、町としての叙勲になるのかというところで、北海道でいった場合にそこから後ろの書類というのが残っていないんですね、町の方に。確認いたしましたら。そういったところで、当時その書類がなかったということであれば、当然、町の職員もわからなかったのかなというところでの推測のお話でございますけれども、先ほども言いましたけれども、やはりそういった部分も含めまして、アンテナを張りながら情報を収集するということは当然大事なことでありますので、今後そういった部分ないように取り扱っていきなというふうに思っております。</p>	
質問4	積極的な情報公開で開かれた町政について
<p>憲法で規定されております地方自治の本旨は、団体自治と住民自治から成り立っておりますが、住民による住民のための自治行政を実現するには、住民の参加が必要であります。住民が行政に参加するには、開かれた行政でなければなりません。住民の前に行政の持つ情報が公開されることによって、住民は地方自治に対する理解と認識を深めることになるのであります。</p> <p>町では、平成12年に情報公開条例が実施されましたが、町長は初当選のとき、「町民の声を直接行政に生かすシステムづくり」に言及されておりますので、当然、地域住民の権利としての情報公開にご理解を深くされておられるものと推察いたすものであります。今、申し上げた情報公開に、どのような所見をお持ちであるかについて伺います。また、今日まで情報公開条例制定についての検討の有無についても質問をいたします。</p>	

答弁▼町長

情報公開の制度化につきましては、上ノ国町情報公開条例を平成12年3月17日に制定しております。この条例の目的は、何人も上ノ国町の実施機関が保有する情報を知りたいとき、その知る権利を保障するとともに、情報公開と情報の共有化を推進し、開かれた町政の実現を図り、地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与するため、公文書の公開等に関し必要な事項を定め、公開請求の手続き、公開できる文書、公開できない文書についてを定めていることから、この条例に基づき請求頂いた情報については積極的に公開しているところでございます。また、情報公開条例制定について検討されたことの有無のご質問につきましては、私の町長就任以前に制定された条例でございますので、様々な内容を検討なされたものと推察いたしますが、答弁は差し控えさせていただきます。

質問5 洋上風力発電と既存の風力発電について

5月20日のコスモパワーの仮称檜山沖海上風力発電事業に係る、上ノ国町説明会に出席してきましたが、この日は計画段階環境配慮書の概要説明でありました。町長は、昨年5月23日の北海道新聞社とのインタビューで、洋上風力発電について億単位の税収が見込まれ、事業収益に応じた交付金も入ると発言をされております。また、騒音や景観などのマイナスイメージや漁業に対する影響についても言及されております。そこで、億単位の税収の根拠と、どのくらいの税収が何年間くらい見込めるのか、事業収益に応じた交付金の予想金額を、どの程度勘案されているのか、について質問いたします。

騒音や景観などのマイナス面に対する見解と、漁業に対する影響について、伺います。この影響はどのようなものなのか、また、金額に換算するとどのくらいの額になると想定しておられるのか、についても質問をさせていただきます。

また、かつて農業漁業でくえる町を標榜され、一次産業振興を謳っておられました。洋上風力発電と漁業振興はどのような因果関係や相関関係になり、それが漁業振興にどう繋がるのか、についておたずねいたしますことと、油漏れのあった既存の風力発電、陸上に建っておる既存の風力発電のその後のトラブルは発生していないのか、についてもおたずねいたします。

答弁▼町長

はじめに、洋上風力発電で発言された億単位の税収が見込める根拠としては、「秋田県能代市、三種町及び鹿角市沖」「秋田県由利本荘市沖」「千葉県銚子市沖」の3海域について実施された第1ラウンドといわれる公募の結果から、今後想定される洋上風力発電施設一基当たりの建設費が約35億円から50億円程度と想定される中、本町海域では少なくとも6基前後の設置数が見込まれることから固定資産の下限値概算としては20年間平均で年間約1億数千円程度が見込まれることとなります。また、事業収益に応じた基金への出捐等については、檜山沖全体で算出しますと、国が想定した出力の下限値が91万キロワットで上限値が114万キロワットと設定されており、年間およそ2億円から3億円の間に推計されます。この施設にかかる騒音、景観などのマイナス面や漁業に関する影響についても地域に悪影響が出ないように、私も参加することとなる法定協議会にて発言してまいりたいと存じます。なお、この事業導入による、漁業振興などにつきましても、その基金を利用して地域貢献策を地域とともに考えることとなりますので、その恩恵があるものと思われま。

最後に、陸上風力の関連でその後トラブルは発生していないものと認識しております。

質問6 ふるさと納税と新商品開発について

2004年から6年までに、当時の小泉純一郎政権が進めた三位一体改革の中で、地方が5兆円もの地方交付税を削減されました。補助金も大幅に削られるなど、地方自治体が深刻な打撃を受けました。地方に財源づくりの選択肢を増やし、地方交付税の補完の意義を持って08年5月からふるさと納税制度がはじまったわけであり。各自治体は知恵を絞り、地域の魅力ある特産品開発等に奮闘、努力し大きな成果を上げている自治体が、最近特に大きく報道されております。ある面では、自治体のPRの役目も果たしております。

そこで、町長はこの制度に対してどのような考えをお持ちか、伺います。

また、上ノ国町におけるこの制度における寄付金の金額は、どのくらいになるのか、なってきたのか年度別にお示しいただきたいと思います。

答弁▼町長

ふるさと納税は、本町の特産品の販路拡大に伴う事業者支援や町の財源確保のために有効な制度と認識しておりますので、今後とも本制度を通じて、より多くの方々に応援していただけるよう寄附者への返礼品の充実や仕組みを工夫するなど積極的に推進してまいります。

次に新商品開発についてですが、令和3年度には上ノ国町産豚肉を使用した新商品を開発したほか、昨年度より北海道の官民連携・地域支援アドバイザーの助言を頂きながら、冷凍弁当や魚の身欠きなどの新たな特産品を検討しておりますので、引き続き事業者の方々とも都度協議をかわしながら新たな特産品開発をすすめてまいりたいと存じます。

なお、ふるさと納税の寄附金の推移ですが、平成20年度は21万2,700円、平成21年度は72万3千円、平成22年度は239万6,500円、平成23年度は416万7千円、平成24年度は601万2,550円、平成25年度は1,617万4千円、平成26年度は3,632万6,001円、平成27年度は1億6,859万8,849円、平成28年度は1億4,586万6,648円、平成29年度は9,131万336円、平成30年度は4,946万6千円、令和元年度は5,170万4千円、令和2年度は4,626万3千円、令和3年度は3,764万円、令和4年度は4,407万5千円でございます。

質問7	移動投票車（カー）導入について
<p>期日前投票での移動投票車、車でですからカーですよ、人間でなくて車の方です。移動投票車導入について早期の導入を図るべきとの観点から、質問をいたします。現場主義が私の心情ですので、各地域をくまなく回ってきましたところ、町内での投票所が集約された豊田、小森、早瀬、宮越などの多くの住民の方々から、投票所が遠くなり、足も悪く投票所に行けないとの声も数多く聞きました。今年は、町内でも知事、道議、町議会議員選挙が実施された、いわゆる選挙イヤーでありました。衆議院の解散総選挙も噂されており、足が不自由で投票所に行けない高齢者の方々のために、うちの前まで行ける移動投票カーを運行すべきと考えます。十勝管内土幌町の選挙管理委員会が4月6日、知事、道議選の期日前投票でうちの前まで訪れる移動投票カーを実施しました。投票する車は10人乗りのワゴン車、選管職員、ケアマネージャーも同乗して乗車を介助して実施されたということでもあります。車の到着から投票までは、約5分程度だったそうです。土幌町選管の西野孝典事務局長は、利用者から、今回の導入がなかったら投票を辞退するつもりだった。助かった。との声も寄せられた。投票率向上のためにも導入してよかった。と話したとの記事が新聞に掲載されておりました。国民の大切な選挙権が行使されます。また、投票率も向上されます。このために、早期の導入を図るべきと考えるわけではありますが、見解を伺います。</p>	
<p>答弁▼選挙管理委員長</p>	
<p>令和4年12月定例会において川島議員より同様の質問があり、投票所が集約された地域については、選挙当日に投票所へ送迎バスを運行し、希望者にご利用頂いていること、また、今後については町内会の意向もあることから現在の投票所数を維持したうえで、地域の最寄りの投票所にお越しいただくよう答弁させて頂きました。</p> <p>議員ご指摘の足の不自由な方におかれましては、公職選挙法において、両下肢、体幹、移動機能の障害のある方で、一級または二級の身体障害者手帳をお持ちの方、介護保険の要介護度が要介護5の方など条件はありますが、自宅で投票できる郵便投票の制度もございますので、改めて制度内容の周知に努めたく存じます。ご理解を賜りたいと思います。</p>	
<p>片石鉄彦 議員</p>	
質問1	大学や専門学校の授業料の無償化制度の創設について
<p>本町では人口減少が続ぎ、20年間で3千人減少しています。出生数も平成14年に53人から、令和3年には10人に減少しております。町では従前から子育て支援策として、18歳以下の医療費、保育料や学童保育料、小中学校生徒の給食費の無償化をし、昨年から出生祝い金制度を創設し、出生数の増加を図るべく取り組みをしておりますが、今のところ功を奏していない感がいたします。この原因の中には、大学や専門学校の教育費の問題があるように考えられます。高校までは近くに学校がありますが、大学や専門学校は、函館市や札幌市などの遠隔地にあり、授業料などのほか、住むための費用がかかり、出生をためらう一因と思われるかもしれません。過日の新聞報道で、東川町が福祉人材の育成のために、授業料を無償化して、年間120万円の負担を無くす奨学金制度を導入したと報じられております。</p> <p>本町においても人口減少対策を更に進めるために、親の教育費の軽減を図る、奨学金制度の創設をしてはどうか、教育長の所見をお伺いいたします。</p>	
<p>答弁▼教育長</p>	
<p>現在、本町の奨学金制度については、家庭の経済的理由により就学困難な生徒や学生を対象とし、上ノ国町奨学資金貸付条例に基づき無利子で資金の貸与を実施しております。</p> <p>ご質問にある親の教育費の軽減を図るための奨学金制度の創設についてであります。既に奨学資金の返済を終わっている方や、今現在頑張って返済をしている方との整合性や公平性、更には高校卒業後は進学せずに就職を選択する子どもも少なくないことから、教育委員会としては既存の制度の継続が望ましいと考えておりますので、ご理解願います。</p>	
<p>再質問</p>	
<p>ただ今の教育長の答弁には理解できますけれども、私は、少子化対策の観点から申し上げております。そして、昨年も出生者が10人程度と伺っておりますから、試算した場合には、仮に授業料が100万とすると10人で例えば4年制ですと、最終的には4倍になりますから計算はわかりませんが、私はこれをやらないと、今これからずんずん出生数が少なくなっていくのではないかなという、そういう危惧しているんです。最終的には、これからもし5人、7人の出生者になるとしたら、町の今ある産業の維持していくこと自体が難しくなってくるのではないかなという、そういう危惧した考え方の中で今、質問をさせていただいております。</p> <p>教育長の質問で理解はするんですが、さらに今、医療者の場合は医療従事者要請支援条例ありますよね。一定の期間、医師や看護師が町内及びこの近隣で仕事しますと免除になる。そういう仕組みありますけれども、私は、今、大学も専門学校も含めて医療者だけでなく、今、福祉関係、東川町は福祉の関係の従業者が足りないということで、これを制定したみたいですけども、うちは福祉の関係も含めて、幅広く町内に在住する方にその制度を適用させていけるようにしたら、少子化対策も少しは効果を生むのではないかなという考えをしております。</p> <p>ちょっと教育長には少子化対策についての発言は大変だろうと思いますけれども、町長いかがですか。</p>	

答弁▼町長

今、教育長の方からルール申し上げました。それは、普通の奨学金制度の本質であります。奨学金制度は、片石議員は少子化対策の一環だろうということで質問されました。当然ながら、どのような制度にも必ず目的があります。奨学金制度は、子どもの教育を充実させるための制度です。

私は、18歳までの医療費の無料化、そして、給食費、保育料これを全部無料にしました。これはですね、少子化対策ではありません。先日もテレビでやっておりました。少子化対策の一番の問題何かというと、女性の未婚化だということです。女性の未婚化を解決しないと、特に全国でその出生率の向上ができないのを、我々自体はちょっと無理です。実は、千葉県の流山っていう市がありまして、ここは都心から20分の間です。全国で一番お母さん方若い、お父さんお母さんが転入してくる有名な町です。見ましたら、キャッチフレーズがいいんですね。母になるなら流山っていうんです。で、中身を見ますと保育所、何カ所も保育所あったその子どもは1カ所に連れて行くとそこから全部連れて行くとかですね、あと、ポケットパークを設けるとか、さまざまな施策がしてました。しかし、それを見て私はつくづく思ったのは、私たちのやってる政策のがずっと上です。ずっと上なんです。ずっと高度なお金をかけてやってます。なぜなのか。そこは、産業振興をしなくてもいいんです。私は、一番の今、特に未婚化もありますけど、うちの町で一番大変なのは、結婚したその主軸となるお父さんが、一つの例とると、400万、500万、600万もらうと安心して子育てできます。ですが、残念ながらうち辺りは建設業辺りでありますんで、相当低いんです。私はだから、ほんとの意味で出生率を向上するとすると、間接的かもしれませんが、いかにして産業を振興させて安定した収入を得るような若い人が、ここに住むことができるかどうか、それが一番肝要だと思っていますので、私はそちらの方にシフトしていきたいと。で、今言いましたように、10人の子どもが大学、専門学校に行くとしたら、これで1,200万です。4人で4倍だったら5千万。年間5千万のお金を投資して、その子どもたちが帰ってくるならいいんです。日本という全体見るならいいんですけど、私たちは、それよりもこの町を守るという観点ですから、逆に言うと私はキャッチフレーズで、バクリでないですけど、親になるなら上ノ国っていうくらいがですね、そういうキャッチフレーズをつくる中ではもっていきいたいなと思っています。

今、片石議員言ったのは、全く私も理想であります。ですが、私たちは自分の懐具合も考えながらやるものですから、残念ながらそこまで手はいきません。ただし、先ほど言いました人口が減少した場合は、当然考える一つの策だなと思っていますが、当面、今のところは実施する考えはございません。

仲澤嘉彦 議員

質問1 町道の適正な維持・修繕について

上ノ国市街地にある町道の表層が砂利で構成されている砂利道となっている一部路線が存在しております。この一部路線の砂利は、粒が大きめな碎石で構成されており、一般車両の通行や冬期間の除雪などにより、凹凸や段差が生じております。特に、マンホールの突出による段差は許容範囲を越す状況になっております。また、段差や凹凸により、砂利道全般に雨などの悪天候時には水たまりとなっております。これらの状況から、自転車を含む車両の通行や人が歩行する際に非常に危険な道路となっております。道路法第42条第1項では、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」と規定されております。このことから、安心して安全に通行できる町道の確保と法令を遵守する意味でも、工事費用が低廉にできる表層のみの一層構成の厚さ5センチのアスファルト舗装でよいので、早急に整備すべきであるが、町長の所見をお伺いいたします。

答弁▼町長

町道の維持管理につきましては、毎月職員が巡回するほか、町道維持管理工事の受注者も巡回を行い、修繕等の必要が確認された場合には、随時この工事等により対処を行いながら維持管理を行っております。市街地の町道において、ほとんどが舗装道路となっておりますが、議員ご指摘の路線で一般交通に支障を及ぼすような状況であれば、早急に現地確認を行い対処してまいります。なお、舗装構成につきましては、道路構造令に基づき決定したいと存じます。

再質問

一般交通に支障を及ぼすような状況とはまず、具体的な状況を示すのか、お伺いします。
さらに、維持管理工事の受注者が支障あり、なしと判断する場合の基準は、当然町は示していると思いますが、その判断基準についても、お伺いします。

答弁▼施設課長

状況の判断としましては、今、砂利道で水溜まりが溜まっている等の状況でございますが、巡回時にはそのような状況でなければ、異常なしとして判断しております。あと、その状況を判断するために工事の中で巡回しておりますが、巡回には異常時、例えば大雨が降りそうとき、もう大雨が降った後とかの異常気象時にパトロール等で巡回するよう要綱で定めたとおり、工事の中で実施しているということでございます。

通行に際して支障があるってこと判断につきましては、例えば水溜まりが溜まっている状況であれば人が通れませんか、足の不自由な方はそこは通れない状況になるということも含めて、巡回時にはそのような異常がある場所に関しては、町道の中ではないというふうに考えておりますが、そのような状況があるのであれば、または、今、ほとんどが舗装されている状況の中で砂利道であるところが、なぜ砂利道であったのかということも、いろんな土地の用地の関係等も含めて整備ができなかったってところもあると思われまので、そこら辺も含めながら調査した上で整備する、しないの決定をしていきたいというふうに考えております。

質問2 公共交通における安全で快適な移動手段の実現について

本町は、少子高齢化や雇用の場の減少などから急激に人口減少が進んでいる過疎のまちであり、小規模な限界集落が多く点在する地域構成となっております。こうした状況のなか、平成26年に北海道旅客鉄道は江差線の内、江差・本古内間の路線から撤退し、現在は公共交通を担っている函館バス株式会社が運行するバス路線は、道々及び国道に沿って運行されており、便数も少ないなど、本町における公共交通のサービスレベルの低下している状況にあります。また、本町唯一のタクシーも台数や運行時間の減少など厳しい現状にあります。このことから、住民の通勤や通院に加え、日常の暮らしを支える商業施設や公共施設等などに日々の移動手段の確保が困難であることは言うまでもありません。地域住民のニーズや現在の公共交通の実情などを鑑みた安全で快適な移動を実現するため、地域住民の移動手段を持続的に確保するための手法について、移住推進や観光振興、高齢者の免許返納との関わりなども含めて、増便や路線の工夫のほか、バス停まで移動手段のない集落にも目を向け、小回りの利く自由度の高い公共交通サービスの提供を町が責任を負って早急に整備すべきであると考えますが、町長の所見をお伺いします。

答弁▼町長

町では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために、上ノ国町地域公共交通活性化協議会を令和4年10月14日に設置したところでございます。本協議会では、この間計画策定のために専門のコンサルタントに委託、同年11月には町内を運行している各種公共交通の利用状況の把握に向け、各種公共交通の利用実態調査を実施しておりますし、令和5年1月から2月にかけてアンケート調査を行いニーズの把握に努めてまいりました。同年3月には、これらの基礎データを基に第2回協議会を開催したところでございます。

今後開催する協議会を経て、今年度末までには地域公共交通計画を策定する予定となっております。また、議員ご指摘の公共交通サービスの提供につきましては、地域公共交通の実証試験等についても本協議会にて検討し、意見集約を行うこととしておりますことから、本町の状況に即した形態を模索しデマンド化を図り、小回りを効かせるために停留所を増設するなどの利便性を確保するメリットや、それらを実施することにより目的地までの時間がこれまでよりも長くかかるなどのデメリットも含めて十分検討し、地域公共交通体系を構築してまいりたいと存じます。

再質問

各種公共交通の利用実態調査とアンケート調査の実施した結果についてですね、簡単に説明をお願いします。また、メリットとデメリットも含めて検討するということですが、現状の交通体系では住民にとってメリットよりもデメリットの方が多んじゃないかなと、私自身そう思います。このことから、行政やコンサルの目線ではなく、住民目線にたった利便性の高い地域交通体系をするように強く望みますが、いかががお伺いします。また、地域交通活性化協議会を構成している構成員は、どのような業界の分野から選ばれたのかも、お伺いいたします。

答弁▼総務課長

まず、町民アンケート、ニーズ調査ということでございますけれども、本町の郊外で大留を除く地域でニーズ調査をしてございます。おおまかな分類といたしましては、個人属性として性別、年齢、家族構成、職業、住所、免許の保有状況、今後の運転意向、また、運転が困難になったときの移動手段、免許返納により困ることであるとか、日常生活の状況といたしましては、通勤、通学の状況、買い物、通院の状況、また、私用などで出かける際の状況、移動手段がなく外出を我慢する日数及びスマートフォンの利用状況、インターネットの利用状況と公共交通に対するニーズの地域への愛着としてはどういったものがあるかということで、普段の生活において移動で困っていることであるとか、利用したい交通施策でありますとか、町で実施している交通支援の認知度、また、地域への愛着度、定住意向などについてを調査してございます。

調査内容の結果の概要といたしましては、運転免許及び自動車の保有状況は、海側山側比較し中心部の方が多いという割合で保有しているということに結果でております。また、将来の運転意向につきましても、中心部の方が高い割合で運転を継続する意向が見られております。一方で中心部の町民は70歳前後で運転免許証を返納する割合が多いですが、それ以外は80歳以上でも運転を継続したいということでの意向がでございます。自由記述においては、仲澤議員おっしゃっていたとおり自宅の付近まで運行可能なデマンド交通に対する利用の意向がでございます。また、運転免許返納により困ることといたしましては、買い物や通院などの日常生活に支障をきたすことがあげられております。このような状況から、地域公共交通計画策定いたしまして、本町の状況に則した地域交通計画及び交通体系を構築していかねばならないのかなというふうに思っているところでございます。あと、協議会のメンバーでございまして、公共交通で函館バスでありますとか、ハイヤー、また、商工会でありますとか、建設業界でありますとか、総勢18名の委員がおりますし、役場の中からは町長が会長となっております、副町長、以下、関係課長もオブザーバーで出席することとなっております。

質問3 放課後児童クラブの運営改善について

国は、児童福祉法に基づき、放課後児童クラブ運営指針を策定し、放課後児童クラブに関する運営及び設備について具体的な内容を定め、地方自治体に通知しています。また、厚生労働省令で定める設備及び運営の基準を踏まえて条例で基準を定めなければならないとされました。これを受け、上ノ国町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を平成26年に町は制定し、放課後児童クラブの運営等を行ってきているところだと思います。同条例第3条第1項で定める基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする規定され、また、第2項では、町は最低基準を常に向上させるように努めるものとする規定されています。さらには、同条例第4条第1項では放課後児童健全育成事業を行う者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならないと規定されております。そこで、3点についてです。

1点目、平成26年に条例制定以降、同年を基準として、条例で定める最低基準を超えてその設備及び運営等をどのように向上させてきたのか。

2点目、条例で定める児童が健全に育成できる職員体制が整っているのか。

所管する住民課は現場任せのように見受けられるが、放課後児童クラブの運営にどのように関わってきているのか、町長にお伺いします。

答弁▼町長

上ノ国町放課後児童クラブは、令和元年度までは、上ノ国小学校の1年生から3年生を対象として運営をしてきましたが、令和2年度には対象者を上ノ国小学校及び滝沢小学校に拡大し、令和3年度より町内の小学校に通学する1年生から6年生までに拡大し運営をしております。設備及び運営等をどのように向上させてきたのかにつきましては、年齢が違う児童を同時に育成支援を行うため、最低基準では一つの支援の単位に対し、支援員を1名、補助員を1名配置することとされておりますが、平成27年は指導員2名、補助員1名の3名を配置し、平成28年には1名増の4名、平成29年からは5名を配置しているところでございます。また、令和5年3月より、正職員も1名配置し、現在は6名体制として運営をしております。

次に、職員体制が整っているのかにつきましては、年々、利用登録をする児童が増えており、特別に支援が必要な児童も増える傾向にあることから、職員の労働環境整備のため、5月に代替支援員を募集したところでございます。さらに支援が必要な児童が増えるような場合には、職員を増やすことも検討する必要があると考えております。

次に、運営の関りにつきましては、育成支援は支援員の資格を有している職員で実施しているところでございますが、担当職員と随時打ち合わせをしており、開所時間や開所日の設定、利用開始等に関わる事項、また運営に係る会計処理などは住民課住民環境グループの職員が処理をしております。

失礼しました。答弁もれでありますので、ご質問にお答えいたします。基準では、一人あたり1.65平米です。現在、遊戯室の面積は152.1平米ですので、92名まで可能です。その中で今90名で運営しているという状況であります。

再質問

令和3年度から、小学校3年から6年までに拡大したことは評価できますが、残念なことに、それにより人数が増えたことによって、受け入れ施設のスペースが手詰まりとなってる状況となってると思います。特に、私が見学に行った際には、宿題などの勉強する児童と、走り回って遊ぶ児童とが混ざり、その部屋が隣接して集中ができない状態だろうと思います。勉強にですね。また、危険な状態となった児童の、狭いということで、育成支援には劣悪な環境だと思ってまいりました。

同施設でこのままの運営するには無理があるんじゃないかと。そういうことで私が捉えたんですけど、それはどのように捉えていますかということと、あと、担当職員と随時打ち合わせしてるという答弁ですが、令和4年度と令和5年度5月末までの打ち合わせの日、回数、打ち合わせ出席及び打ち合わせの内容についても伺います。

答弁▼住民課長

まず、場所が狭いのではないかと質問です。最低基準で1,065平米なので90名までは可能だということなんですけども、最近、ほんとに子どもの数、利用者が多い状況で、人数が多くなると様々けんかなど発生する場合があります。たしかに狭いものですから、普段では天気のいい日は体育館に連れて行って遊んでもらったり、ということの工夫はしてます。でもほんとにまだ私も思いますけど、ちょっと狭いのかっていうふうに感じてます。で、これからどうしたらいいのか、どうするべきなのか考えていかなければならぬなと思っております。

打ち合わせの回数ですね、打ち合わせの回数は、今日打ち合わせしたとかっていうことの回数は記録取ってません。ほぼ2日に1回とか毎日話してるんですけども、その内容も担当者から私受けることもありまですし、担当者で止まっていることもありますので、回数、内容についてはちょっと今、お答えできる状態ではありません。